

定期監査結果の概要（1月及び2月実施）

1 監査対象部局

こども健康部、消防本部及び消防署

2 監査実施期間

令和2年1月6日から2月25日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の結果

(1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。

(2) 契約事務に関しては、監査事務局長の指摘事項とした次に掲げるものを除き適正に行われていた。

ア 物件の供給

概算見積額（税込）5万円を超える場合は、物品購入伺票を作成し、2者以上から見積書を徴取すべきところを、物品等購入伺票を作成せず、1者による随意契約で執行した。（こども健康部）

イ 委託契約

概算見積額（税込）が20万円を超える場合は、2者以上から見積書を徴取すべきところを、1者による随意契約で執行した。（こども健康部）

(3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。

(4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。

(5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係

諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかについては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、契約内容を確認した。
- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかについては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めたが、今後検討を要すると思われる事項について、次のとおり意見を付すものとする。

民間保育所等運営費補助金は、秦野市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人等の経営基盤を強化することにより、保育事業等の振興及び充実を図ることを目的として、民間保育所等の事業者に対して補助金を交付するものである。補助の対象とする事業のうち、借地料助成費の補助対象経費と補助金の算出方法は、次のとおりとなっている。

補助対象経費	保育所設置認可を受けた土地に係る借地料（本市との契約による借地料を除く。）
補助金の算出方法	<p>借地料は、近隣の土地の借地料と比較して適正な額以下である場合に補助対象とする。</p> <p>補助額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年3月31日までの認可・変更に伴う契約分 年間借地料実支出額×1/2 2 平成29年4月1日以降の認可・変更に伴う契約分 年間借地料実支出額×1/3

近隣の土地の賃貸借における地代と比較することにより適正な地代を算定

する方法は、近隣地域及びその周辺地域において、借地条件等が比較可能な同種の土地の賃貸事例が多数存在する場合には有用であるが、そのような事例がわずかである場合には、この方法により適正な地代を算定することはできない。

したがって、近隣の土地の借地料と比較して得た適正な地代を基礎として、補助額を算出する方法には問題があることから、固定資産税評価額を基礎として補助額を算定するなど、適正かつ能率的に算定する方法について検討されたい。